

避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人母（昭和16年生）・子（昭和53年生）の日常生活阻害慰謝料について、申立人母は要介護状態にあり、申立人子はうつ病に罹患しながら、実質的に一人で申立人母の介護をしていたこと、申立人らは平成25年11月に新たに購入した自宅に転居したことを考慮して、平成23年3月分から平成25年12月分までは6割、平成26年1月分から平成27年12月分までは4割、平成28年1月分から平成29年1月分までは2割を増額して賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1及び同X2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、金652万円（別紙記載の和解金合計）の支払義務のあることを認める。

第3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第1項記載の損害に対する賠償金として金168万円を支払済みであることを確認する。

第4 支払方法

（省略）

第5 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対し、別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成29年3月16日

(別紙)

損害項目	期間	増額割合	和解金額	備考
避難慰謝料増額分	平成23年3月11日 ～平成25年12月31日	6割	4,080,000	和解金合計額652万円は申立人X1及び同X22名分の合計額 ※内訳:各326万円
	平成26年1月1日 ～平成27年12月31日	4割	1,920,000	
	平成28年1月1日 ～平成29年1月31日	2割	520,000	
和解金合計			6,520,000	
既払金			-1,680,000	
本件支払金			4,840,000	